

その他の建設業－その他における激突災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	11～12	工場内の塩ビプレート置き場にて、立てかけてある内側のプレートを取るために押さえていたところ、体勢が崩れてプレートが左脇腹に当たる。	34～49	30
2	9～10	防液堤内の上塗り塗装をするために被災者が掃除機を使用中に不注意で苛性ソーダ貯留槽のドレン管に掃除機を接触させ、亀裂が入り、タンク内の苛性ソーダが噴出し、顔に当たったため眼球内に液が入った。	32～29	10
2	10～11	休憩をして現場に戻る時に事務所から出る時に飛び降りた時バランスを崩し踵から落ちた。	45	1～9
3	16～17	製油の除染作業中、山砂の敷き均し作業時に、山砂の配置をするため不整地運搬車を使用した際、梨の木の間を通り抜けようとしたところ、枝が邪魔になり体を左に大きく傾け通過しようとしたところ、バックで後ろ向きでの操作だったため、梨の木の幹の部分に気づかずバックしたところ、幹と不整地運搬車の手すり部分に顔面がはさまれた。	45	50～99
3	17～18	事業所内において、脚立に乗り材料の整理をしていたところ、脚立か足を踏み外し左足を強打し骨折した。	28	10～29
4	16～17	倉庫内で、右後のタイヤ交換作業中に、ナットを外す十字レンチを差し込んだまま、一旦作業を中断しトイレへ向かおうと、差し込んだままの十字レンチを確認せず立ち上り歩行し、十字レンチへ左膝を強く強打した。直後も激痛があったが、そのあと我慢できないほどの痛みになった。	40	30～49

4	11～ 12	当社賃貸契約の宿舎（4LDK、1軒屋）の整備作業中に、宿舎のブロック塀を乗り越え着地の際に左足を負傷した。	57	10 ～ 29
4	9～ 10	外壁塗装工事にて、足場の昇降用階段を下りている時に足を踏み外し転倒し、手をついた際に両手を負傷した。	48	1～ 9
5	16～ 17	自社倉庫において、資材の整理作業を行っていた際に資材に手をぶつけた。	49	1～ 9
7	16～17	庭園内（個人邸）にて剪定作業中に、剪定枝の片付けをしていたところ、繁茂した草の中にあつた切り株に気付かずに、右足つま先を強打した。翌日になつても痛みが引かず、右足親指と人差し指の間にひびが入っていた。	69	30 ～ 49
7	9～10	事務所に入ろうとしたところ、雨で滑り、左ひざを階段で強打してしまった。	44	10 ～ 29
7	10～11	解体整地工事へ向かう準備のため、資材と地図を持ち、2Fの事務室から階段を下りる途中、足を踏みはずし、背中と脇腹を強打。	27	10 ～ 29
7	16～ 17	会社の作業ヤード内で作業中、蜂に刺されそうになりかがんだ時に後の車両に尾てい骨をぶつけて負傷した。	56	10 ～ 29
7	9～ 10	住宅解体現場において、被災者は、住宅内の二階より、下へ道具（バール）を取りに行こうとした時に内部の階段を使用せず、高さ約1.5mのブロック塀へ飛び降りようとした際足を滑らせ、ブロック塀に横付けしていたアームロール車の荷台へ転落、負傷したものである。	45	10 ～ 29
7	15～ 16	アスコン敷均しの作業中、スコップで作業をしていた際に方向転換をしたところ、左足かかとが転圧作業中の振動ローラの右前軸と接触し、左靭帯を損傷した。	22	1～ 9
	12～	継手漏洩予防対策のこ工事において、被災者は午前中、道路の堀削作業を行っていた、堀削作業中にスコップを振り上げた際、堀削溝横の消火栓の鉄蓋に右手小指を		1～

9	13	接触した。当日の作業はそのまま継続して行った、作業完了後に現場監督に右手小指を痛めたことを報告した。後日、被災者より痛みがひかず病院にて診察を受けたところ、右手小指の付け根骨折と診断されたものである。	64	9
10	17~ 18	会社の置き場で道具の整備や、トラックの荷台の清掃をしていた。トラックの掃除が終わり、荷台から飛び降りた際に右足かかとを強打し骨折したものである。その日の作業を終え、帰宅。	51	10 ~ 29
10	17~ 18	車庫で整理中にトランクの積み荷に頭をぶつけてケガをした。	32	1~ 9
10	16~ 17	道路上に汚泥吸引車を駐車して道路横断内の清掃作業を上流側より行っていたとき、下流側の溝内に水が溜まり始めたので、急ぎ吸引しているホースで水を吸わせようとしてホースを水につけたところホースが引っ張られ、不安定な体勢でホースを持っていたため、バランスを崩して左足首を捻った。踏ん張っていたが落ちそうになったため、側溝内に飛び降りて転倒した。起き上がるときに左足に痛みを感じた。痛みの原因がバランスを崩し左足首を捻った時なのか、飛び降りて転倒した時なのか一瞬のことで本人もわからないとの事である。	50	30 ~ 49
11	13~ 14	被災者は、バックホウ作業が終了し、エンジンが停止したことを確認後、フレコンに取り付けるタグに記入する内容確認のためフレコンの中ほど（地面+50cm）に記載されている記号を順番に確認しながら前屈みの下向き体勢でバックホウの近くを移動していた。一方オペレーターはバックホウから降りようとして扉を少し開けかけた時、後方から近づく被災者に気付き半開き状態を保持して（取っ手を持って）待機していた。被災者はその扉に気付かず、立ち上がろうとした時にバックホウ扉の角にヘルメットごと頭をぶつけ負傷したものである。	68	100 ~ 299
12	9~10	当社資材置き場において、重機を洗浄後、重機のキャタピラ部分から下に飛び降りたところ、近くに敷いてあった鉄板の上の水分が一部凍っていたため、滑ってひねり左足を負傷した。	46	10 ~ 29
		工場構内の過酸化水素エリアにおいて、グラインダーで既設配管の切断作業中に、自分の体側より奥に向かって切断を行っていたが、刃が届かず、体勢を変えて切断部が見える位置までしゃがみ切断を始めたところ、刃が食い込んで割れ、その際の		

12	13~14	<p>衝撃でグラインダーを持っていた手が負け、顔面に直撃した。残水が出ている状態で切断していたため、切断部が見えにくく、切断刃が直径13cmで両サイド近くにサポートがあり固定されていたが、配管径は40Aと小さく、直線部も2m程度でサニタリーの薄い配管であったためすぐに切れると思った。また、保護メガネをしていたので、切粉が目に入らないと思い油断し、顔を近づけすぎた。</p>	29	1~9
----	-------	---	----	-----

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html